

奈良県告示第百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び三郷町環境整備部都市整備課において縦覧に供する。

平成二十九年八月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路 三・五・二八一号 立野北線	生駒郡三郷町立野北一丁目
大和都市計画道路 三・五・二八四号 勢野中央線	生駒郡三郷町勢野北一丁目、勢野東二丁目、勢野東三丁目、 勢野東四丁目、勢野東五丁目、美松ヶ丘西一丁目及び東信 貴ヶ丘一丁目
大和都市計画道路 三・五・二八七号 立野南線	生駒郡三郷町立野北一丁目及び立野南一丁目
大和都市計画道路 三・五・二八八号 信貴ヶ丘線	生駒郡三郷町勢野西一丁目、信貴ヶ丘一丁目、信貴ヶ丘四 丁目、城山台一丁目及び城山台二丁目